小規模個人再生による再生計画不認可

平成２８年（再イ）第２６号

群馬県伊勢崎市南千木町2499番地２
再生債務者　伊藤　和彦
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成29年１月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。
平成29年２月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成１９年（再イ）第２９０号

京都府木津川市梅美台７丁目３番地１サンビューラ梅美台Ｃ一101号（再生計画認可決定時の住所）京都府相楽郡和束町大字中小字古京37番地
再生債務者　北　　雅仁
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年３月６日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成29年２月13日
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２８年（再イ）第２８号

群馬県前橋市樋越町668番地25
再生債務者　石本光津彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成29年２月10日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第３号

富山県魚津市吉島552番地４　コーポ吉島205（前住所）富山県高岡市大町７番21号
再生債務者　京田　雅敬
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月21日から平成29年３月27日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２８年（再ロ）第２２号

福岡県大野城市乙金東１丁目13番25号
再生債務者　古賀　寛章
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成29年３月15日から平成29年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２８年（再ロ）第２号

栃木県小山市大字荒井223番地７
再生債務者　本田　松己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年12月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月10日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再ロ）第１２号

埼玉県鴻巣市鎌塚３丁目１番14号（旧住所）埼玉県越谷市千間台西３丁目２番地パークタウン10―402
再生債務者　高橋　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年１月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再ロ）第３号

栃木県小山市南乙女２丁目16番地16　サンガーデン春日野Ａ棟102号室
再生債務者　岸田　　健
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月13日
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（再ロ）第１８号

福岡県古賀市薦野1145番地５
再生債務者　高倉　省三
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（再ロ）第３号

福島市野田町７丁目２番21号
再生債務者　星野　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月13日　　福島地方裁判所

平成２８年（再ロ）第１号

福島県岩瀬郡鏡石町中町22番地13　ルミエール正木Ａ棟201号室
再生債務者　戸倉　友和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年２月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年２月13日
福島地方裁判所郡山支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) http://www.ys-gr.jp
(乙) http://www.kaneshin.co.jp/comp/index.html
平成二十九年二月二十一日
東京都葛飾区奥戸四丁目二〇番一九号
(甲) 株式会社ワイエスホールディングス
代表取締役　二村　一久
東京都葛飾区奥戸四丁目一九番二二号
(乙) 株式会社カネシン
代表取締役　二村　一久

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 確定した最終事業年度はありません。
平成二十九年二月二十一日
東京都新宿区荒木町一三番地四
(甲) 株式会社アデランス
代表取締役　根本　信男
東京都千代田区丸の内二丁目一番一号
(乙) アドヒアレンス株式会社
代表取締役　水谷　謙作

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十九年二月十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十日
掲載頁　三十五頁（号外第一七七号）
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年八月十日
掲載頁　三十五頁（号外第一七七号）
平成二十九年二月二十一日
東京都目黒区中目黒二丁目九番一三号
(甲) 株式会社グローバル人材研究所
代表取締役　ニュウエル郁子
東京都目黒区下目黒二丁目二〇番二八号
(乙) 株式会社日本国際教育センター
代表取締役　ニュウエル郁子